平成２１年（フ）第１３８４号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字白岡1484番地２
ローヤルシティ白岡1007
債務者　関根　　淳
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６７号
埼玉県北本市二ツ家２丁目152番地21
債務者　浅川　　真
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８９号
埼玉県鴻巣市箕田3782番地１　１―407号室県営住宅
債務者　石井　圭一
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９０号
埼玉県鴻巣市箕田3782番地１　１―407号室県営住宅
債務者　石井　裕香（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６５号
さいたま市緑区東浦和５―17―25　コーポ和101、住民票上の住所埼玉県川口市大字木曽呂1554番地の９
債務者　田代　　岳
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８４号
埼玉県北葛飾郡栗橋町大字佐間501番地11
債務者　高橋　佳子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０５号
さいたま市南区辻７丁目15番13号　野口ハイツ203
債務者　室橋　正俊
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１０号
さいたま市岩槻区東岩槻６丁目２番地10　レオパレスえのき206
債務者　佐々木健太郎
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６０号
埼玉県川口市芝新町12番27号　サンハイツ平成402
債務者　小牧　　朗
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６４号
さいたま市岩槻区宮町１丁目２番38―202号
債務者　眞鍋　信之
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４８号
埼玉県川口市大字新井宿571番地の７
債務者　工藤　和彦
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
新潟県南魚沼市吉里641番地１
債務者　内山　妙子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
新潟県魚沼市大石636番地
債務者　千枝　康昌
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
新潟県柏崎市田塚１丁目８番12号
債務者　土田　泰代
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
新潟県刈羽郡刈羽村大字赤田町方709番地１
債務者　柴野　　涼
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１９９６号
名古屋市昭和区石仏町２丁目２番地の３　香山アパート４Ｆ東号
債務者　寺澤　シズ
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１９５号
名古屋市昭和区石仏町２丁目２番地の３　香山アパート４Ｆ東号
債務者　寺澤　彰英
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部